

平成 3 0 年 7 月 総会議事録

日 時 平成 30 年 7 月 25 日 (水)
午前 9 時 15 分
場 所 豊橋市役所 東 121 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 平成 30 年 7 月 25 日 (水)
午前 9 時 15 分開会 午前 10 時 30 分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 121 会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

議案第 26 号 「豊橋市農業委員会農政対策協議会要領」の一部を改正する
要領について

議案第 27 号 豊橋市農業委員会農政対策協議会委員及び豊橋市農業後継者
花嫁対策推進協議会委員の互選について

議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 29 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 31 号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて

議案第 32 号 農用地利用集積計画について

議案第 33 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

議案第 34 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明について

議案第 35 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について

議案第 36 号 二川地区事業活用活性化計画目標評価（事後評価）について

議案第 37 号 二川地区活性化計画目標の自己評価について

議案第 38 号 土地改良事業の参加資格交替の承認について

(2) 報告

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 5 号 現況証明について

報告第 6 号 地目変更登記に係る照会に対する回答について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
1 0 番 小林 尚美	1 1 番 近藤 好幸	1 2 番 佐藤 辰己
1 3 番 白井 隆好	1 4 番 鈴木 延安	1 5 番 高部 宏生
1 6 番 内藤 喜章	1 7 番 中島 博文	1 8 番 日向 勉
1 9 番 福井 直子	2 0 番 松井 一郎	2 1 番 水野 敏久
2 2 番 村田恵理子	2 3 番 村松 史子	2 4 番 渡辺 政明

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者

事務局

事務局長 鈴木孝昌
 主幹 及部祥宏
 主事 菊池亮輔
 主事 小口博之

農地整備課

主幹 福井政仁
 主査 掛樋久尚
 主査 加藤千宗

農業企画課

専門員 福井恒夫
 主事 森本裕之

8 議事の経過

- 事務局 定刻となりました。
ただ今から豊橋市農業委員会 7 月総会を開会いたします。
内藤会長、よろしくお願いいたします。
- 議長 <あいさつ>
それでは、総会を始めます。
なお、「豊橋市農業委員会総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
本日の出席委員は、24 名全員ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。
次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について、私から 2 名指名したいと思います、異議ございませんか。
- 委員全員 「異議なし」
- 議長 異議なしと認め、議席番号 4 番石橋正通委員、同 5 番伊藤英二委員を議事録署名委員に指名します。
それでは、開会に先立ちまして、12 日の書類説明会、農業委員による現地調査、及び 19 日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。
- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。
19 日の農地審査会以降、農地法第 3 条関係の変更、取下げ、保留はございません。
- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。
19 日の審査会以降、4, 5 条関係におきましては特に変更取下げ等はございません。
以上です。よろしくお願いいたします。
- 議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。
(精読時間 5 分)
- 議長 それでは 5 分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。
議案第 26 号「豊橋市農業委員会農政対策協議会要領」の一部

事務局

を改正する要領についてを議題といたします。

提案理由については、事務局に説明を求めます。

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 26 号「豊橋市農業委員会農政対策協議会要領の一部を改正する要領について」ですが、資料 1 の新旧対照表をご覧ください。

今回、改正を行うのは、第 4 条第 2 号の「委員会の会長職務代理者 1 名」の「1 名」を削除。

同条第 3 号の「農業委員会の委員」の次に「及び運営委員」を加入し、「委員」を「委員等」に修正。

第 6 条第 3 項の「構成員」の区域を「豊橋農業協同組合事業所」から「豊橋市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱に定める」区域に修正。

第 10 条の「愛知県東三河農林水産事務所農業改良普及課」から「農業改良普及課」を削除したものでございます。

いずれも現状の協議会との齟齬及び農業委員会の新体制への移行に伴う修正でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

提案理由については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第 27 号「豊橋市農業委員会農政対策協議会委員及び豊橋市農業後継者花嫁対策推進協議会委員の互選について」を議題といたします。

農政対策協議会委員と花嫁対策推進協議会委員については、関連がございますので、一括議題として上程いたします。

内容と選出方法について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 27 号「豊橋市農業委員会農政対策協議会委員及び豊橋市農業後継者花嫁対策推進協議会委員の互選について」ですが、「豊橋市農業委員会農政対策協議会要領」第 9 条及び「豊橋市農業後継者花嫁対策推進協議会規約」第 5 条にそれぞれ任期が定められており、共に 1 年となっております。

現在の任期が平成 29 年 7 月 20 日からのため、既に 1 年が経過し、新たに委員を選出する必要がございます。

選出方法につきましては、昨年と同様に、まず花嫁対策推進協議会の委員として、会長以外の委員のうち、各地区から 1 名を互選していただきます。なお規約第 5 条に「再任を妨げない」と規定されているため、引き続き選出されることは可能でございます。

選出された 6 名と会長、担当会長職務代理者をもって花嫁対策推進協議会の委員とします。

次に、農政対策協議会の委員ですが、花嫁対策推進協議会に選出されました 6 名以外の委員と会長、会長職務代理者を農政対策協議会の委員とします。

議長

内容等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

また、選出方法は、説明がありましたように各地区ごとに委員の振分けのご協議をお願いするものであります。

本案について、ご意見等はありませんか。

無いようでしたら地区ごとの委員の振分けについては、「事務局案」とすることに異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認め、豊橋市農業委員会農政対策協議会委員及び豊橋市農業後継者花嫁対策推進協議会委員については、資料 2 の地区ごとに互選をお願いします。

その間、暫時休憩いたします。

《 休 憩 》

議長

休憩前に会議を開きます。

互選結果を発表します。

地区名	農政対策協議会	花嫁対策推進協議会
豊橋南東部	石橋正通 委員 内藤喜章 委員	伊藤英二 委員
豊橋南部	水野敏久 委員	池田和浩 委員
豊橋南西部	鈴木延安 委員	神谷明男 委員
豊橋中央部	今泉武男 委員 佐藤辰己 委員 高部宏生 委員 中島博文 委員 日向 勉 委員 村田恵理子 委員	村松史子 委員
豊橋西部	井川和英 委員 石黒あゆみ 委員 松井一郎 委員	白井隆好 委員
豊橋東北部	木下忠久 委員 小林尚美 委員 近藤好幸 委員 福井直子 委員 渡辺政明 委員	清原さと子 委員

議長 各協議会の委員は、発表のとおり決することに異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 4 番までの 4 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 28 号、1 ページをお願いします。

取得目的について、番号 1 番は経営規模拡大のため受贈する案件、番号 2 番から 4 番は経営規模拡大を図る案件です。

権利の種類について、全案件とも所有権の移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事

者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機具の保有状況は、全案件とも、トラクター等大型機械を保有しており、その他必要な農機具も十分あります。従事者については、番号2番は申請者1名ではありますが、繁忙期には後継者である長男が手伝っています。その他の案件は、すべて2名以上の農作業従事者がいます。また、番号1番及び2番の申請者は70歳以上の高齢者ではありますが、高齢者取得理由書が提出されており、労働意欲や健康状態に問題はなく、後継者の存在も認められます。

また、申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、番号1番の所有農地のうち2筆及び番号3番の所有農地のうち3筆は周辺同様山林化しており、農業委員の方に耕作に供さない土地であることを確認していた。その他の土地につきましては、耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われま

す。第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当はありません。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第4号、取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも、申請者が150日以上従事しています。

第5号、取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、番号2番の案件は、許可後5,052㎡になります。その他の案件については、申請前から50a以上あります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許

委員全員
議長

可することに決して、異議ございませんか。

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり、許可することに決しました。

続きまして、議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第29号、2ページをお願いします。

転用目的については、番号1番が事務所等、番号2番が駐車場兼資材置場、番号3番が自己用住宅の建設です。

農地種別について、番号1番と2番は1種農地と判断されますが、許可要件である集落接続に該当します。番号3番は3種農地に該当します。

資力については、全案件ともに自己資金です。

信用性については、全案件とも、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成30年9月1日に着工し、平成30年10月31日から平成30年12月25日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、番号1番と3番については、建築物建設のため都市計画法上の申請がされています。番号2番は該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号3番は申請外宅地が312.40㎡あります。その他の案件については該当ありません。

計画面積の妥当性については、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、全案件とも隣地承諾書の添付があります。

一時転用については、該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

議 長	ご審議のほどよろしく願いいたします。 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。
委 員 議 長	「進 行」 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。 これより採決に入ります。 本案については、原案を「可」として豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。
委員全員 議 長	「異議なし」 異議なしと認めます。 よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。
事務局	続きまして、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 番から 13 番までの 13 件を一括上程いたします。 内容については、事務局に説明を求めます。 はい、議長。説明させていただきます。 議案第30号、3ページ及び4ページをお願いします。 権利の種類について、所有権移転は、番号1番、2番、6番、8番、10番、12番、13番です。賃借権の設定は、番号7番、11番です。使用貸借による権利の設定は、番号3番から5番、9番です。 転用目的については、番号1番、9番、12番、13番が太陽光発電設備、番号2番8番が車輛置場、番号3番、4番、が分家住宅、番号5番が進入路等、番号6番が駐車場、番号7番が資材置場、番号10番が農家住宅、番号11番が駐車場兼資材置場等です。 農地種別について、3 種農地と判断されるのは、番号 4 番、11 番です。2 種農地と判断されるのは、番号 1 番、3 番、5 番から 13 番です。1 種農地と判断されるのは、番号 2 番、10 番、12 番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。 資力について、自己資金のみは、番号2番、6番、7番、11番13番です。借入金のみは、番号1番、3番から5番、8番から10、12番です。 信用性については、全案件とも、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者について、番号3番は地役権者の中部電力 株式会社の同意書が添付されています。その他の案件は、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成30年8月21日から平成30年10月4日までに着工し、平成30年8月31日から平成31年3月20日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号3番から5番、10番です。その他の案件については、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号2番は申請外雑種地が6202㎡、番号5番は申請外宅地等が909.90㎡、番号12番が申請外宅地が43.21㎡あります。その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号2番、4番、8番から13番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号1番、3番、5番から7番です。

一時転用については、該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号8番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ豊橋市長に進達するこ

	とに決して、異議ございませんか。
委員全員	「異議なし」
議長	異議なしと認めます。
	よって本案はさよう決しました。
	続きまして、議案第 31 号「農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。
	番号 1 番の 1 件を上程いたします。
事務局	内容については、事務局に説明を求めます。
	はい、議長。説明させていただきます。
	議案第31号、5ページをお願いします。
	番号1番については、平成18年11月1日より資源化センター3号炉施設整備第1期工事のための、資材置場、駐車場等を設置しましたが、3号炉施設整備第12期工事請負契約が締結され、また、焼却処理施設等点検整備業務委託契約を締結していることから、引き続き資材置場等が必要なため、平成31年6月30日まで一時転用の期間延長をするものです。
	ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
	それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。
委員	「進 行」
議長	進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
	これより採決に入ります。
	本案については、「可」する意見を付して、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。
委員全員	「異議なし」
議長	異議なしと認めます。
	よって本案はさよう決しました。
	続きまして、次の別添資料 3-1 の議案第 32 号「農用地利用集積計画について」の利用権設定の番号 82 番並びに農地利用集積円滑化事業の番号 1 番、2 番及び 95 番から 102 番は、福井委員が役員を務める農地所有適格法人が、番号 92 番は石橋委員が、番号 135 番は伊藤委員が、番号 210 番は水野会長職務代理者の同居の親族が、それぞれ申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条の議事参与の制限に該当いたします。

福井委員、石橋委員、伊藤委員及び水野会長職務代理者は、関係案件のみ一時退席いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 32 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第 32 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、5 月 29 日、6 月 26 日の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられ、農地銀行会長から計画策定の依頼があったもの、転貸につきましては、豊橋農業協同組合が実施する農地利用集積円滑化事業により契約を結び、計画策定の申し出があったものについて、それぞれ農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき審議をお願いするものでございます。

ただし、計画策定の依頼のあったもののうち、仕分番号 3 番、7 番、8 番、99 番、108 番、184 番、190 番の案件につきましては、取下げの申し出があったため、今回の議案には載っておりません。

別添資料 3-1 をご覧ください。

はじめに 1 ページ、利用権設定については、件数 217 件で利用権を設定する者（貸し手）が共有者を含め 220 人、利用権設定を受ける者（借り手）が 116 人でございます。農地集積のため、1 人で複数の人から借りる場合がありますので、借り手の方が少なくなっております。

内訳については（2）の表に賃借権、使用貸借権の設定期間ごとの件数、面積がございしますが、合計で 217 件、408 筆、437,808.30 m²となります。

10a 当たりの借賃の単価、利用権設定を受ける者の経営面積の平均は（3）、（4）の表のとおりでございます。

次に 2 ページ、所有権移転については、3 件 5 筆 10,009 m²でございします。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、さる 7 月 19 日に、福井直子委員、村田恵理子委員、石黒あゆみ委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただい

ております。なお、明細は 5 ページにございますのでご確認お願い致します。

次に 3 ページ、農地利用集積円滑化事業については、件数は 173 件で、利用権を設定する者(貸し手)が共有者を含め 154 人、利用権設定を受ける者(借り手)が 29 人でございます。内訳については(2)の表に賃借権の設定期間ごとの件数、面積がございしますが、合計で 173 件、350 筆、356,937 m²となります。

10a 当たりの借賃の単価、利用権設定を受ける者の経営面積の平均は(3)、(4)の表のとおりでございます。

4 ページ目は利用権設定および所有権移転の集計表です。総計は 393 件、763 筆、804,754.3 m²でございます。

6 ページから 38 ページが農地銀行の利用権設定の明細でございしますが、さる 6 月 19 日から 6 月 25 日に豊橋農業協同組合本店ほか 4 ヶ所において、14 名の農業委員の方に審査をお願いし、全て「可」の旨のご意見を頂いております。

39 ページから 62 ページの転貸につきましては、豊橋農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規程に適合しているものでございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である

1 号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

2 号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により、利用権設定の番号 82 番並びに農地利用集積円滑化事業の番号 1 番、2 番及び 95 番から 102 番と、利用権設定の番号 92 番と、番号 135 番と、番号 210 番と、それ以外の案件とにそれぞれ分けて審議していただくということで、進めて参りたいと思います。

まず、利用権設定の番号 1 番から 217 番までのうち、番号 82 番、92 番、135 番及び 210 番を除く 213 件、農地利用集積円滑化事業の番号 1 番、2 番及び 95 番から 102 番を除く 163 件、所有権移転の番号 1 番から 3 番までの 3 件、合計 379 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

福井委員は退席してください。

次に利用権設定の番号 82 番並びに農地利用集積円滑化事業の番号 1 番、2 番及び 95 番から 102 番の 11 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

福井委員は復席してください。

石橋委員は退席してください。

次に利用権設定の番号 92 番の 1 件を審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質

疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

石橋委員は復席してください。

伊藤委員は退席してください。

次に利用権設定の番号 135 番の 1 件を審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

伊藤委員は復席してください。

水野会長職務代理者は退席してください。

次に利用権設定の番号 210 番の 1 件を審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

水野会長職務代理者は復席してください。

続きまして、議案第 33 号「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。

事務局	内容については、事務局に説明を求めます。 はい、議長。説明させていただきます。 議案第 33 号 6 ページをご覧ください。 議案第 33 号は新規に納税猶予を受けるにあたっての証明です。 番号 1 番は、畑作による経営です。特例農地の 2 筆は保全管理です。 番号 2 番は、施設園芸による経営です。特例農地の 2 筆はハウスにおけるミニトマトの栽培です。 番号 3 番は、畑作による経営です。特例農地の 10 筆はトウガン等野菜の栽培、12 筆が保全管理です。 この 3 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の皆さんに、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。 なお、市街化区域内の農地は、番号 1 番及び 2 番の特例適用農地すべが該当いたします。
議長	以上です。 内容については、ただいまの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。 質疑、意見のある方は、発言願います。
委員 議長	「進 行」 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。 これより採決に入ります。 本案については、適格者証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。
委員全員 議長	「異議なし」 異議なしと認めます。 よって本案は、さよう決しました。 続きまして、議案第 34 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。
事務局	番号 1 番から 4 番までの 4 件を一括上程いたします。 内容については、事務局に説明を求めます。 はい、議長。説明させていただきます。 議案第 34 号 7 ページをご覧ください。

議案第 34 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

番号 1 番は、畑作による経営です。特例農地の 1 筆はナス等野菜の栽培です。

番号 2 番は、畑作による経営です。特例農地の 2 筆はジャガイモの栽培です。

番号 3 番は、水稻及び施設園芸による経営です。特例農地の 2 筆は水稻の栽培、2 筆はハウスにおけるミニトマトの栽培です。

番号 4 番は、果樹による経営です。特例農地の 2 筆は柿の栽培、2 筆は梅の栽培、1 筆はみかん等の栽培です。

この 4 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、議案に記載の推進委員の皆さんに、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地は、番号 1 番、2 番及び 4 番の特例適用農地すべが該当いたします。

以上です。

議長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進 行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第 35 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号 1 番から 7 番の 7 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第 35 号 8 ページ及び 9 ページをご覧ください。

議案第 35 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、

免除にあたっての現況確認です。

番号1番は、水稲による経営です。特例農地の1筆は水稲の栽培です。

番号2番は、水稲及び畑作による経営です。特例農地の1筆は水稲の栽培、1筆は保全管理です。

番号3番は、水稲、畑作及び施設園芸による経営です。特例農地の1筆は水稲の栽培、2筆はハウスにおけるトマトの栽培、1筆は保全管理です。また、ハウスが建っている農地1筆には一部農業用倉庫が建築されておりました。

番号4番は、水稲及び施設園芸による経営です。特例農地の7筆は水稲の栽培、10筆がハウスにおける大葉の栽培、3筆は保全管理です。

番号5番は、水稲及び畑作による経営です。特例農地の6筆は水稲の栽培、1筆がナスの栽培、8筆が保全管理です。

番号6番は、施設園芸による経営です。特例農地の1筆はハウスにおけるメロンの栽培です。

番号7番は、畑作による経営です。特例農地の1筆はサトイモの栽培、7筆は保全管理です。

この7件については、議案に記載の推進委員の皆さんに現地調査をしていただいた結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認していただきました。また、番号3番の1筆に、農地の一部に農業用倉庫がありました。

なお、この農業用倉庫は、20年前の納税猶予を受けた時点では、畑として利用されていましたが、その後に農地の一部に農業用倉庫を建てて現在に至ります。税務署にはその旨報告となりますが、それによって納税猶予に係る期限の確定の対象となる転用にはあたりません。

市街化区域内の農地はありません。

以上です。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

委員全員
議長

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第 36 号「二川地区事業活用活性化計画目標評価（事後評価）について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第 36 号及び第 37 号につきましては、昨年度完了したほ場整備事業「兎池地区」に関する 2 つの計画に対する評価について、ご意見をいただきたいというものです。

はじめに、各計画と事業の関連性について説明させていただきます。別添資料 3-2 の 3 枚目にある「二川地区活性化計画域図」をご覧ください。赤い線で囲まれた範囲が「二川地区」で、これは、二川町、豊清町、三弥町の全域から市街化区域を除いたところになります。平成 25 年度から平成 29 年度を計画期間とする「二川地区活性化計画」では、農業従事者の高齢化や後継者不足が著しい状況のなかで、「農業基盤整備を行うことによって農業後継者を定着させ、地区内の定住人口を維持・確保する」ことを目標としています。

この農業基盤整備を行ったのが区域図でピンク色に着色した兎池地区であり、基盤整備事業を行うにあたり、「事業活用活性化計画」において「定住等の促進に資する農業用排水路の機能の確保」という目標をたて、用排水施設の整備を伴う 8.6ha の農地の区画整理を計画しました。

それでは、「議案第 36 号 二川地区事業活用活性化計画目標評価（事後評価）」について説明いたします。別添資料 3-2 の一枚目、「事業活用活性化計画目標評価報告書」をご覧ください。

報告書の 2 にありますとおり、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて二川土地改良区が事業主体になり、団体営ほ場整備事業、兎池地区が実施されました。本事業につきましては、活性化計画に基づく取り組みとして「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の交付を受けていることから、交付金の実施要綱に基づき、事業活用活性化計画を立て、目標値を設定するとともに、活性化計画終了時に目標の達成状況等について事後評価を実施する必要があります。今回、この事後評価を行いましたので、そ

の内容について皆様にご意見をいただきたいというものです。

今回の事業活用活性化計画の目標は、報告書の 1 にありますとおり、「定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保」です。目標値は、ほ場整備事業の受益面積となる 8.6 ヘクタールの整備で、実績値として 8.7 ヘクタールの整備が完了していることから、達成率は 100 パーセントとなっております。

これについて評価した内容が、報告書下段の 3 にあります総合評価のコメントとなっております。評価としては、計画どおりに目標が達成できたということになります。

この評価内容について、第三者の意見を聴く必要があり、皆様にご意見を頂きたいというものであります。頂いた内容については、4 の第三者の意見の欄に記載いたします。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案についての農業委員会の意見は、「総合評価は適正である」という意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案についての農業委員会の意見は、さよう決しました。

続きまして、議案第 37 号「二川地区活性化計画目標の自己評価を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

「議案第 37 号 二川地区活性化計画目標の自己評価」について説明いたします。別添資料 3-2 の二枚目、「活性化計画自己評価報告書」をご覧ください。

二川地区活性化計画の計画期間は平成 25 年度から平成 29 年度であり、目標は報告書の 2 の上段にある、先ほど説明をさせていただきました二川地区事業活用活性化計画に基づいて実施された基盤整備事業により「定住人口の維持・確保」を実現するものであり、報告書の 1 にありますとおり、目標値は平成 24 年時

点の人口 933 人の維持確保でしたが、計画終了翌年の平成 30 年の実績値は 872 人であり、達成率は 93.5 パーセントとなっております。

これについて評価した内容が、報告書 2 の下段にある自己評価となっております。評価としては、「本地区の人口はマイナス 6.5%と若干の減少となりましたが、同じ期間における市内の市街化調整区域全体の人口推移がマイナス 8.1%であり、これと比較を行うと本地区の減少率のほうが低く抑えられていることが確認できたため、本地区の人口の維持・確保はされていると考えられる。」というものでございます。

「二川地区活性化計画」は、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づく計画であり、本計画において「計画期間終了年度の翌年度に、本地域の定住人口を確認し、第三者を交えて目標達成状況を検証する」としています。今回、目標の達成状況等について自己評価を行ったので、第三者の検証として皆様にご意見を頂きたいというものであります。頂いた内容については、3 の第三者の意見の欄に記載いたします。

説明は以上です。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案についての農業委員会の意見は、「自己評価は適正である」という意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案についての農業委員会の意見は、さよう決しました。

続きまして、議案第 38 号「土地改良事業参加資格交替の承認について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。議案第 38 号、10 ペー

ジをお願いします。土地改良法第3条第2項の規定に基づき、使用収益権者と所有権者から、農業委員会会長あてに土地改良事業参加資格交替の申出がありました。

本地区は、団体営基盤整備促進事業によりほ場整備が行われており、農地の集積・集約化を図るため農地中間管理事業によって担い手へ配分が行われる予定をしています。このことにより土地改良事業参加資格者が所有権者から使用収益権者の耕作者へ切り替わることとなります。

本地区は二川土地改良区管内であり、本土地改良区では所有権者を組合員として管理運営しております。土地改良法第11条において組合員は土地改良事業参加資格者と規定されていることから、耕作者から所有権者へ資格を交替することが土地改良事業の適正な管理運営に資することとなるため、土地改良事業の目的に照らし妥当と認められますので、本件の承認をお願いするものでございます。

議 長

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、承認することに決して異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案にさよう決しました。

以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

はい、議長。報告させていただきます。

議案の11ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から33番までの33件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に15ページをお願いします。

報告第2号の番号1番から15番までの15件、及び18ページからの報告第3号の番号1番から39番までの39件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に24ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から5番までの5件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に25ページをお願いします。

報告第5号の番号1番の1件については、20年以上非農地であることの現況証明願いです。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、7月20日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、すべて宅地課税、となっています。

次に26ページをお願いします。

報告第6号の番号1番及び2番の2件については、名古屋法務局豊橋支局登記官からの照会です。

番号1番及び2番とも市街化区調整域で、農用地区域外の農地で、備考欄に記載の委員の皆さんに現地調査をしていただきました結果、現況は不耕作地で、一部山林化している状況でしたが、農地性はありましたので、「農地性あり」として6月29日付けの事務局長名で回答いたしました。

報告は以上です。

議長 報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前10時20分中断）

<農地銀行運営委員会議>

議長 総会を再開いたします。（午前10時23分再開）
次に連絡事項をお願いいたします。

事務局
議長

＜連絡事項＞

その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前 10 時 30 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

平成 30 年 7 月 25 日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(4 番 石橋 正通 委員)

議事録署名者
(5 番 伊藤 英二 委員)